

平成 12 年 12 月 12 日

第 4 回淀川水系流域委員会準備会議 審議骨子

準備会議議長 芦田和男

1. 流域委員会委員候補者について

- ・ 全体委員会と 3 部会（琵琶湖、淀川、猪名川）の委員候補者は資料 3 の別表 1、2 のとおりとなった。
- ・ 全体委員会委員は各専門分野からバランスよく選定した。マスコミ関係と淀川部会への農業関係の委員参加は重要と考えており、別途委員選定について審議を行う。
- ・ 淀川部会の検討中の委員候補者については、既に植物分野の候補者が入っていることもあり、選出しないことになった（資料 3、別表 2 より削除）。
- ・ 部会委員は河川工学関係者を少なく、環境、生物の専門家や地域特性に詳しい委員を多く選定した。
- ・ 部会委員は全分野をカバーしていないが、部会は意思決定機関ではなく議論を深めることが目的であるため、必要に応じて他部会から専門分野の委員に参加してもらうなど運用面で工夫する。

2. 淀川水系流域委員会規約（素案）について

- ・ 準備会議では、規約の骨格について提言する。河川管理者は提言をもとに規約案を策定し、流域委員会設立会での審議を経て規約が決定される。
- ・ 規約（素案）7 条、8 条の「別表」の記述をなくし、準備会議が提出する「提言書」に情報公開や関係住民の意見聴取方法について具体的に述べる。
- ・ 規約（素案）11 条にある「準備会議資料及び議事録」に「提言書」を加える。
- ・ 規約の施行日を平成 13 年 1 月 1 日ではなく流域委員会発足日とする。

3. 今後の予定

- ・ 近畿地方建設局は準備会議からの提言を受け、流域委員会設立会を開催した後、第 1 回流域委員会を開催する。
- ・ 準備会議の「提言書」は委員の持ち回りにより作成する。

以上